

院 内 掲 示

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記のとおりです。(令和8年6月1日現在)
当院は厚生労働大臣の指定する診療所として認定を受けています。

【入院基本料に関する事項】

当院は、(日勤、当直)入院患者様 10名に対して5名の看護職員が対応します。
また、入院患者様 10名に対して2名の看護補助者がいます。

(一般病床 10床)

配置状況は下記のとおり

医師	2.5名	理学療法士	2名
看護師	1名	作業療法士	0名
准看護師	3.5名	リハビリ助手	0名
看護補助者	2名		

上記の内外来を担当している人数

医師	2.5名	理学療法士	2名
看護師	1名	作業療法士	0名
准看護師	3.5名	リハビリ助手	0名

【四国厚生局長への届出事項】

1 基本診療料の施設基準等

- 有床診療所入院基本料 5 (4人以上7人以下)
- 時間外対応加算 I
- 機能強化加算
- 一般名処方加算
- ベースアップ評価料 (I)
- 明細書発行体制加算等
- 地域包括診療加算
- 胃瘻造術 胃瘻造設時嚥下評価加算
- 入院ベースアップ評価料
- 物価対応加算

2 特掲診療料の施設基準等

- ニコチン依存症管理料
- 在宅療養支援診療所 「第9の1」の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総管理料又は特定施設入居時医学総管理料
- 脳血管疾患等リハビリテーションⅢ
- 運動器リハビリテーションⅡ
- 呼吸器リハビリテーションⅡ

3 当院では入院時食事療養(Ⅱ)の届けでを行なっています。

【保険外負担に関するもの】

1. 特別療養環境の提供

個室 1000円 1床 (35)

共同管理費 1200円